

# 生活衛生営業者の皆様へ

## 令和7年度

### 税務相談室開設のご案内

お気軽にご利用ください。ご相談は無料です。

税務相談は、当指導センターが皆様にとってより身近なものとして、次のような相談を実施します。

なお、相談内容は他に漏らすことはありませんのでご心配いりません。

また、ご相談は原則予約制となっておりますので、事前に当指導センターあてに、ご希望の時間などを電話、FAX又はE-mailにより申込みをお願いいたします。

◇ 相談内容は、

- (1) 確定申告に関して
- (2) 消費税申告に関して
- (3) 事業承継に関して
- (4) その他

など税務に関することであれば、どんなことでも結構です。

◇ 相談員 税理士 鈴木 修 先生

◇ 開設日、時間 令和8年 2月 3日（火） 13:00～16:00

令和8年 3月 3日（火） 13:00～16:00

◇ 場 所 茨城県三の丸庁舎3階 会議室B（エレベーターをご利用ください）



（公財）茨城県生活衛生営業指導センター

水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階

電話 029（225）6603

FAX 029（225）6638

E-mail [ibarakicenter@seiei.or.jp](mailto:ibarakicenter@seiei.or.jp)

# 生活衛生営業者のための税務相談室

## 相談申込書

公財) 茨城県生活衛生営業指導センター 行

FAX 029-225-6638 E-mail [ibarakicenter@seiei.or.jp](mailto:ibarakicenter@seiei.or.jp)

申込日： 令和 年 月 日

申込締切日 令和8年2月27日

参 加 日 時 間	<input type="checkbox"/> 2月 3日 (火) <input type="checkbox"/> 3月 3日 (火) <input type="checkbox"/> 13:00～14:00 <input type="checkbox"/> 14:00～15:00 <input type="checkbox"/> 15:00～16:00 (ご希望の日時にチェックを入れてください)
会社名・屋号	
業 種 (該当するものに○)	1 美容室 2 理容店 3 クリーニング店 4 興行 5 そば、うどん店 6 食肉販売 7 ホテル旅館 8 すし 9 中華料理 10 料理・飲食店
参 加 者	ふりがな 氏名
役 職 名	
所 在 地	〒 -
電 話 番 号	
E-mail	

お問合せ先

公財) 茨城県生活衛生営業指導センター

TEL: 029-225-6603